

訪問型サービス（予防訪問相当）の基本報酬の単位の概要

令和6年4月1日から

	区分		単位
1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービス（予防訪問相当）である場合		287単位（1回につき）
	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	179単位（1回につき）
		所要時間45分以上の場合	220単位（1回につき）
	短時間の身体介護が中心である場合		163単位（1回につき）

※1 1月につき、3,727単位の範囲で所定単位数を算定します。

※2 「生活援助が中心である場合」については、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の訪問型サービス（予防訪問相当）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。

※3 報酬単価は、上記単位に地域区分（所沢市は6級地）を乗じた額となります。

※4 上記基本報酬の単位の見直しのほか、令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（口腔連携強化加算の導入など）を行っています。

【参考】令和6年3月末日まで

	区分		単位
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	月5週ある場合などで月5回以上	1,176単位（1月につき）
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	月5週ある場合などで月9回以上	2,349単位（1月につき）
訪問型サービス費Ⅲ	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	月5週ある場合などで月13回以上	3,727単位（1月につき）
訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度）	1月の中で全部で4回以下	268単位（1回につき）
訪問型サービス費Ⅴ	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度）	1月の中で全部で8回以下	272単位（1回につき）
訪問型サービス費Ⅵ	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	1月の中で全部で12回以下	287単位（1回につき）
訪問型サービス費（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・要支援2	1月の中で全部で22回以下	167単位（1回につき）

通所型サービス（予防通所相当）の基本報酬の単位の概要

令和6年4月1日から

	区分		単位
	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	
1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	月5週ある場合などで月5回以上	1,798単位（1月につき）
	事業対象者・要支援2	月5週ある場合などで月9回以上	3,621単位（1月につき）
1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1月の中で全部で4回以下	436単位（1回につき）
	事業対象者・要支援2	1月の中で全部で8回以下	447単位（1回につき）

※1 報酬単価は、上記単価に地域区分（所沢市は6級地）を乗じた額となります。

※2 上記基本報酬の単価の見直しのほか、令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（選択的サービス複数実施加算の見直しなど）を行っています。

【参考】令和6年3月末日まで

	区分		単位
	事業対象者・要支援1（週1回程度）	事業対象者・要支援2（週2回程度）	
通所型サービス費	事業対象者・要支援1（週1回程度）	月5週ある場合などで月5回以上	1,672単位（1月につき）
	事業対象者・要支援2（週2回程度）	月5週ある場合などで月9回以上	3,428単位（1月につき）
	事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月の中で全部で4回以下	384単位（1回につき）
	事業対象者・要支援2（週2回程度）	1月の中で全部で8回以下	395単位（1回につき）